



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度  
第6回かながわ食の安全・安心基礎講座

# 輸入食品の安全確保について ～検疫所の役割～

令和6年2月20日  
厚生労働省横浜検疫所食品監視課



## 本日の内容

1. 輸入食品の現状
2. 輸入食品の監視／検査体制の概要
3. 検疫所における届出審査
4. 検疫所における検査
5. 輸入食品の違反状況
6. 食品衛生法違反事例の紹介



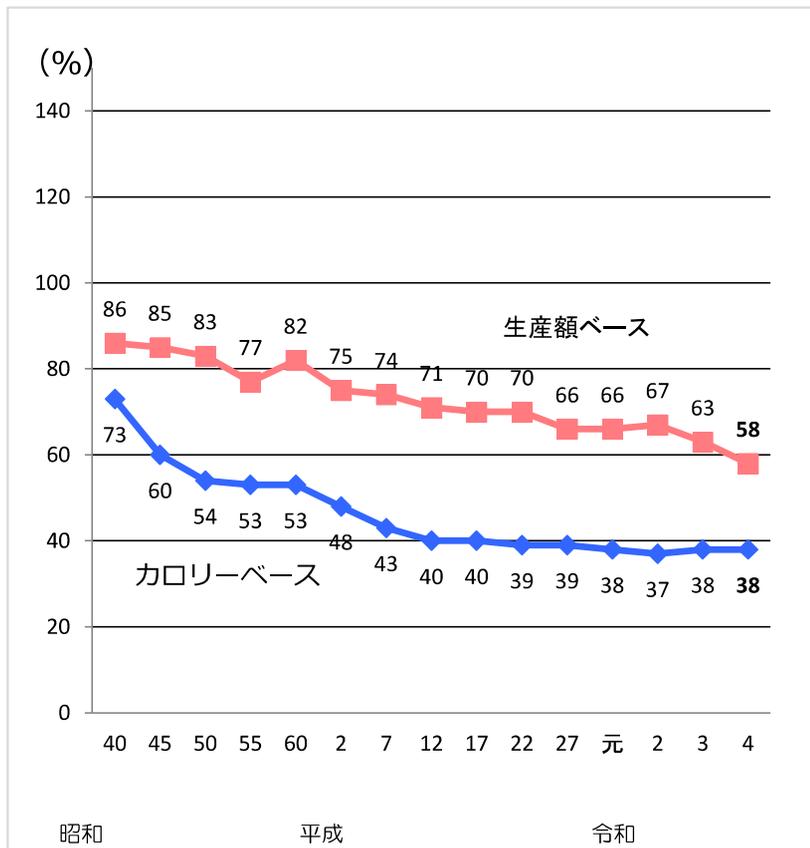
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1. 輸入食品の現状

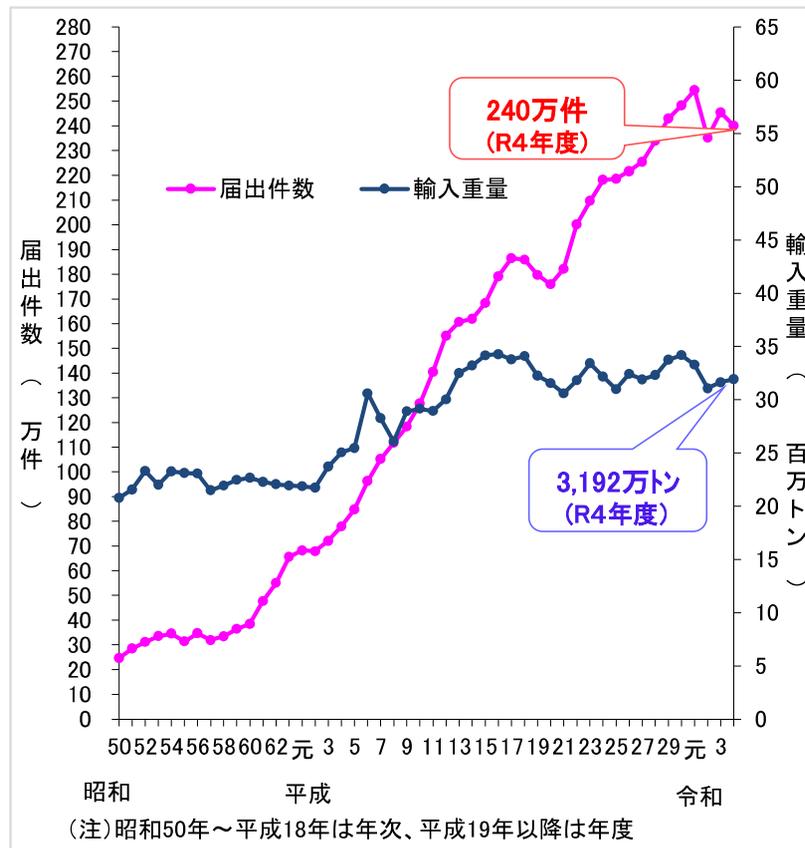
# 日本は食料の多くを海外に依存

## 日本の総合食料自給率の推移



(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和4年度)

## 輸入食品件数・重量



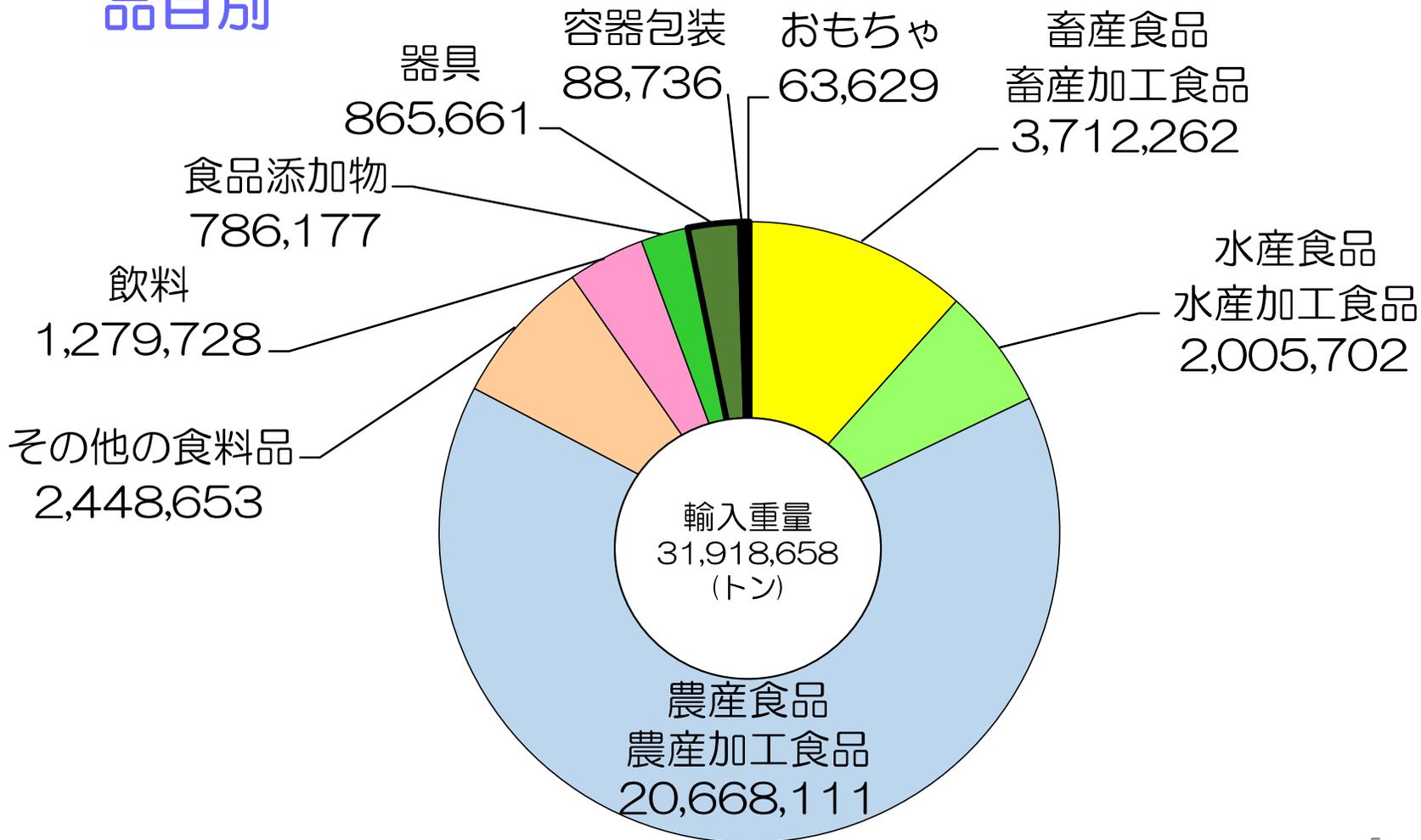
(注)昭和50年～平成18年は年次、平成19年以降は年度

(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和4年度)

# 食品等の輸入の状況（令和4年度）①

※輸入重量ベース

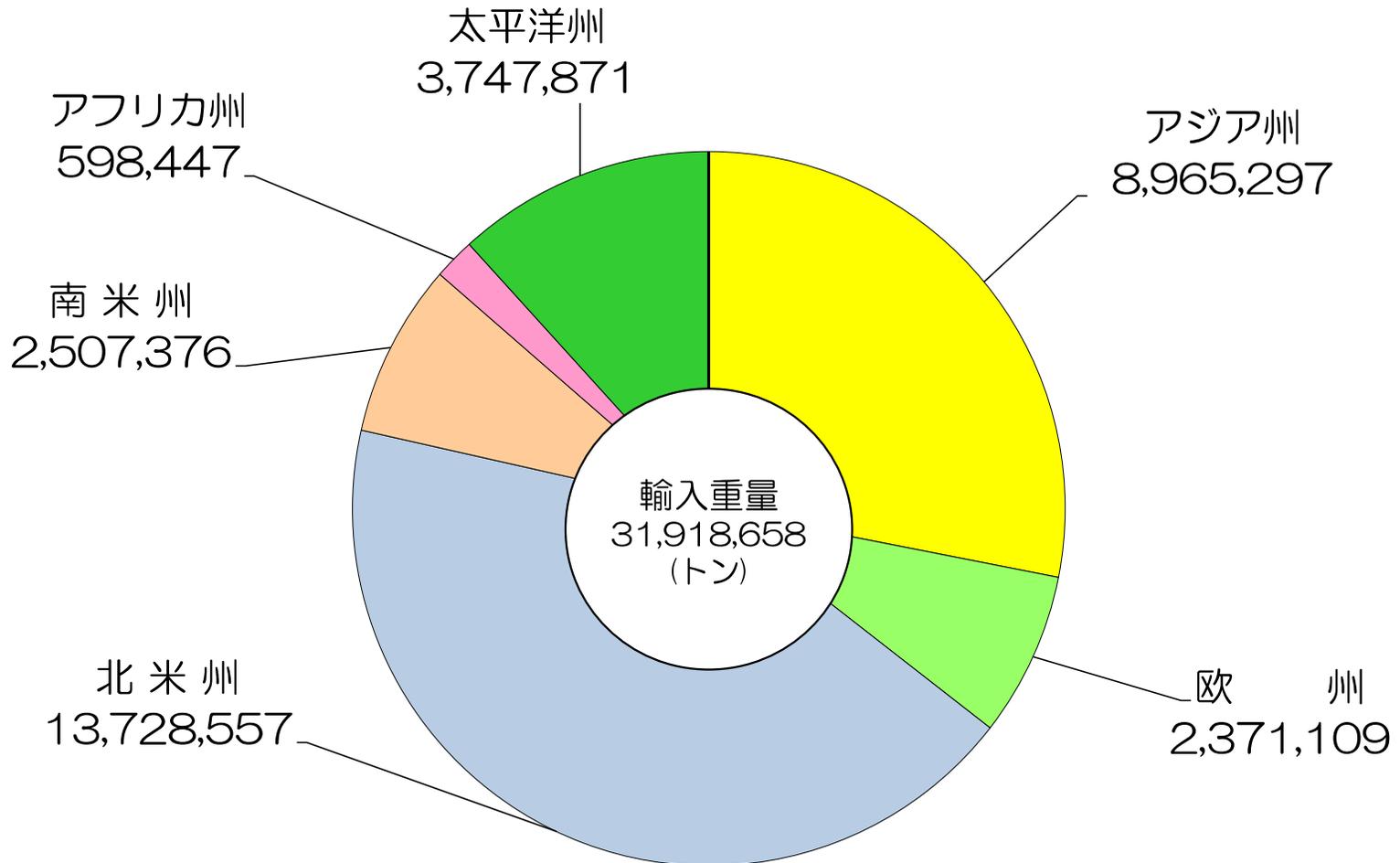
## 品目別



# 食品等の輸入の状況（令和4年度）②

※輸入重量ベース

## 地域別



# 輸入食品の届出状況

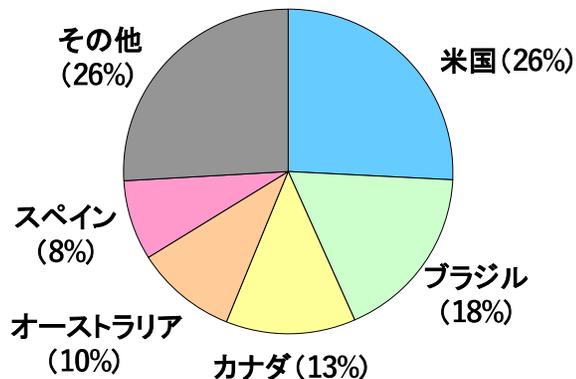
## 輸出国別届出状況（令和4年度）

順位	全 国		
	国名	件数	構成比
1	中華人民共和国	876,131 件	36.5 %
2	フランス	207,067 件	8.6 %
3	アメリカ合衆国	185,265 件	7.7 %
4	タイ	161,378 件	6.7 %
5	イタリア	104,931 件	4.4 %
6	大韓民国	100,296 件	4.2 %
	その他の国	765,241 件	31.9 %
合計		2,400,309 件	100 %

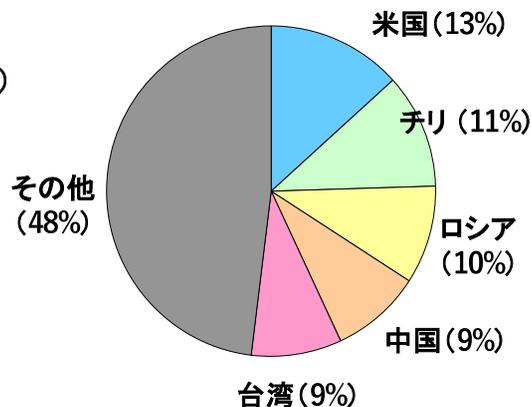
# 食品別輸入量上位5ヶ国 ① (令和4年度)

※ 輸入重量ベース

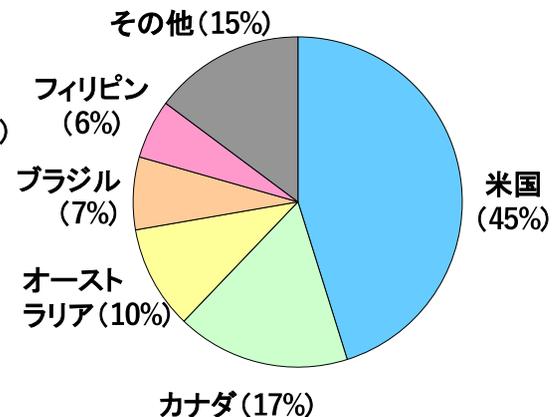
畜産食品



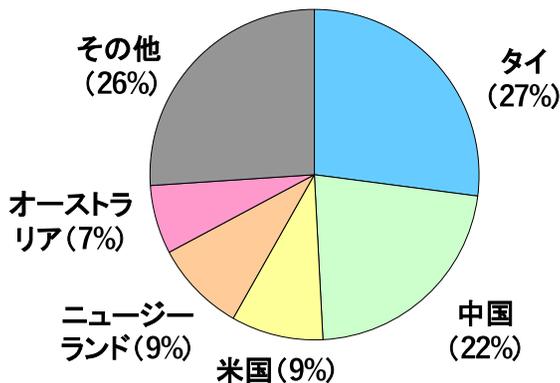
水産食品



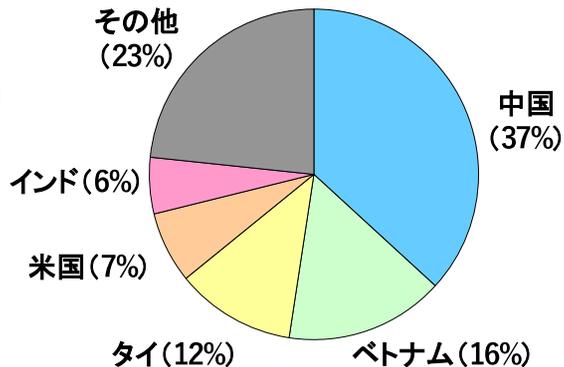
農産食品



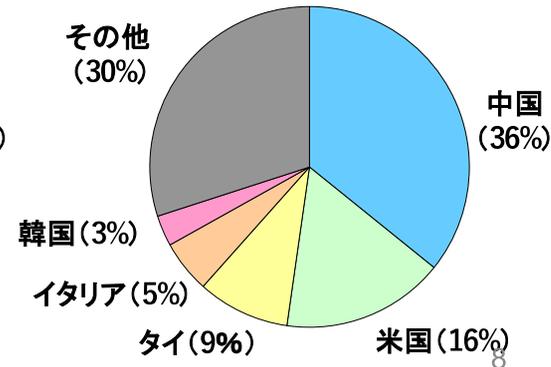
畜産加工食品



水産加工食品



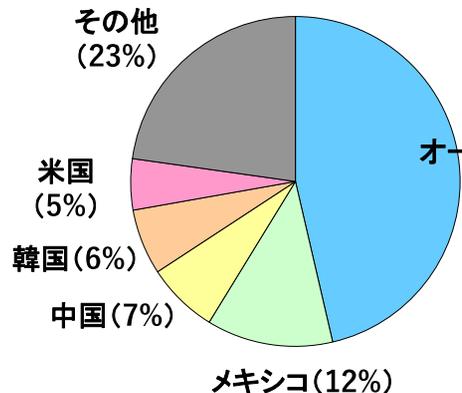
農産加工食品



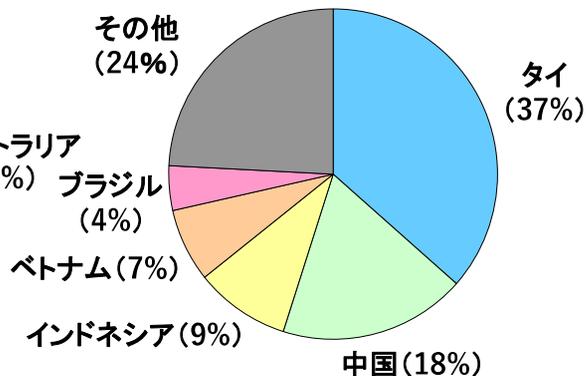
# 食品別輸入量上位5ヶ国 ② (令和4年度)

※ 輸入重量ベース

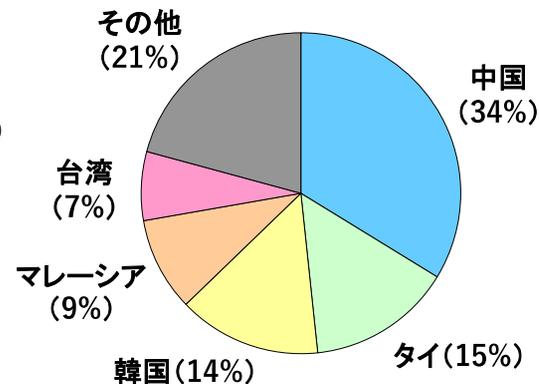
その他の加工食品



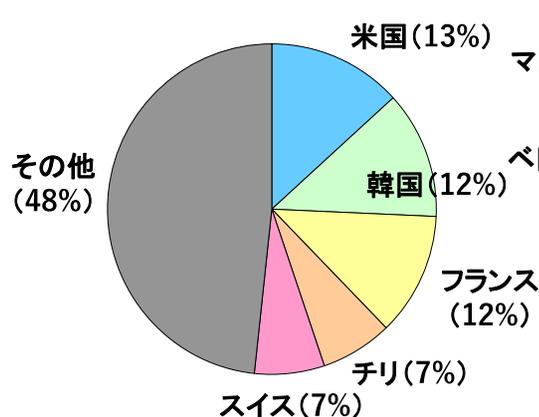
食品添加物



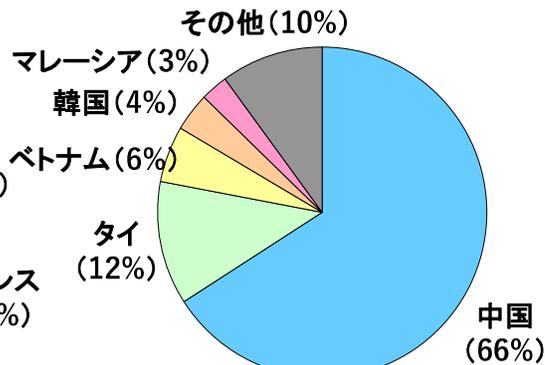
容器包装



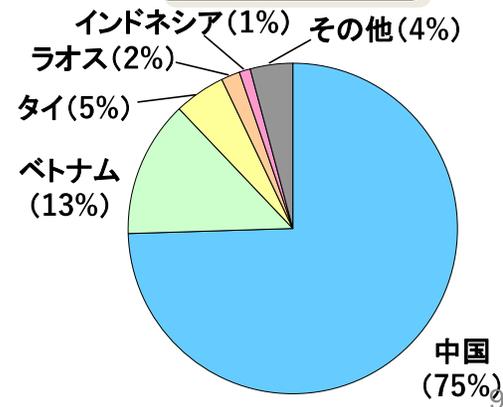
飲料



器具



おもちゃ





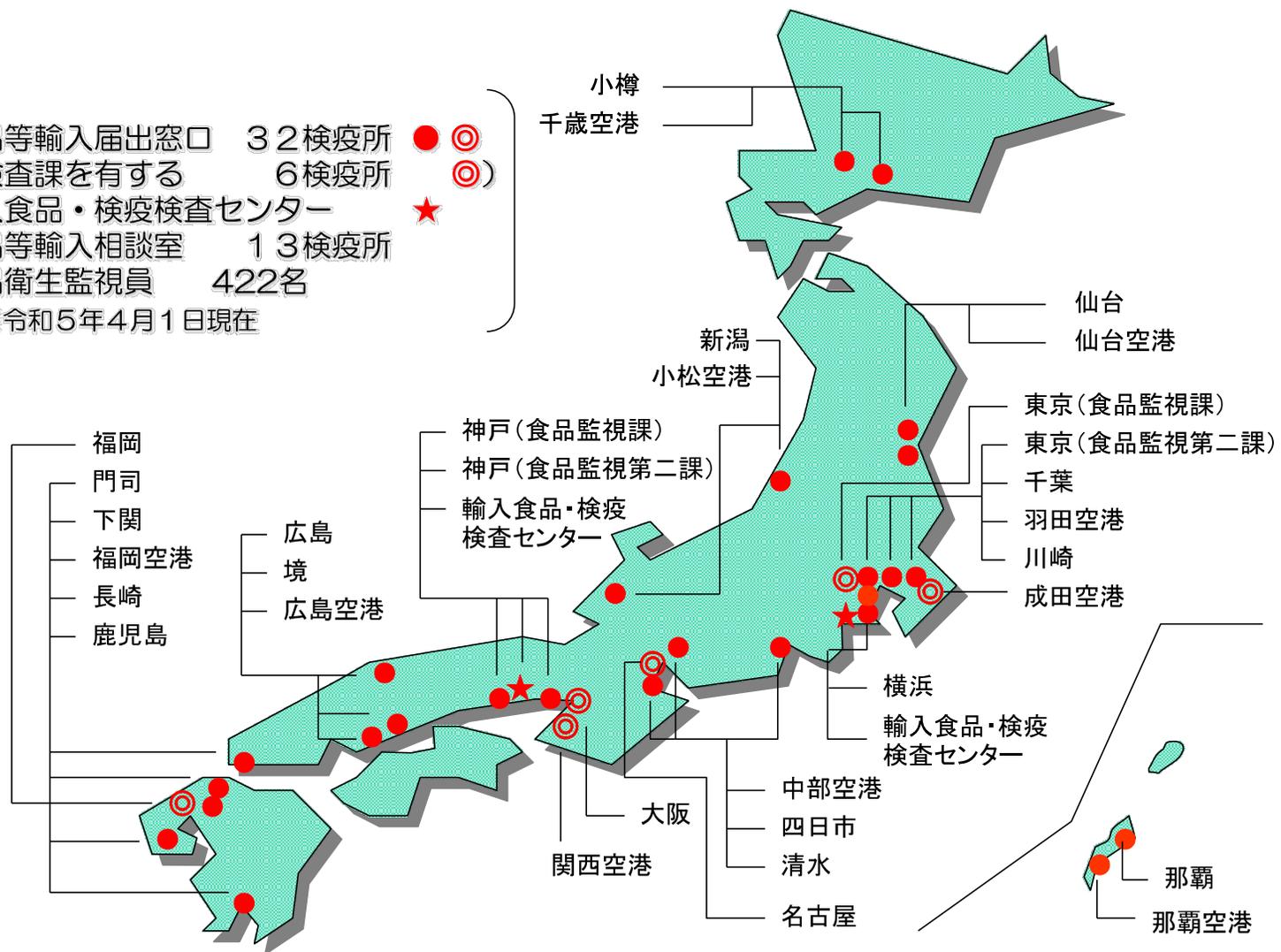
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

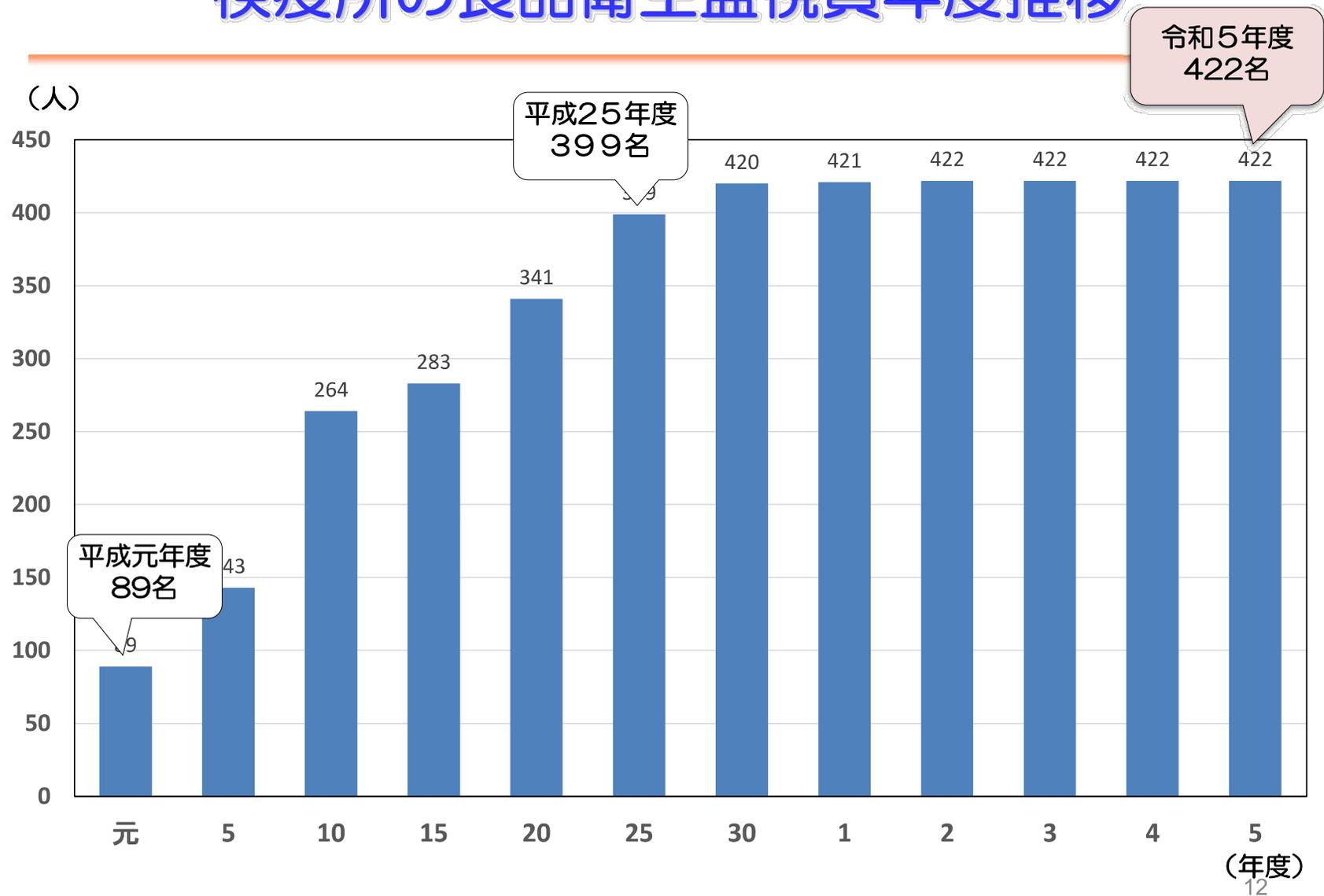
## 2. 輸入食品の監視／検査体制の概要

# 食品等輸入届出窓口配置状況

食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎  
 (検査課を有する 6 検疫所 ◎)  
 輸入食品・検疫検査センター ★  
 食品等輸入相談室 13 検疫所  
 食品衛生監視員 422名  
 ※令和5年4月1日現在

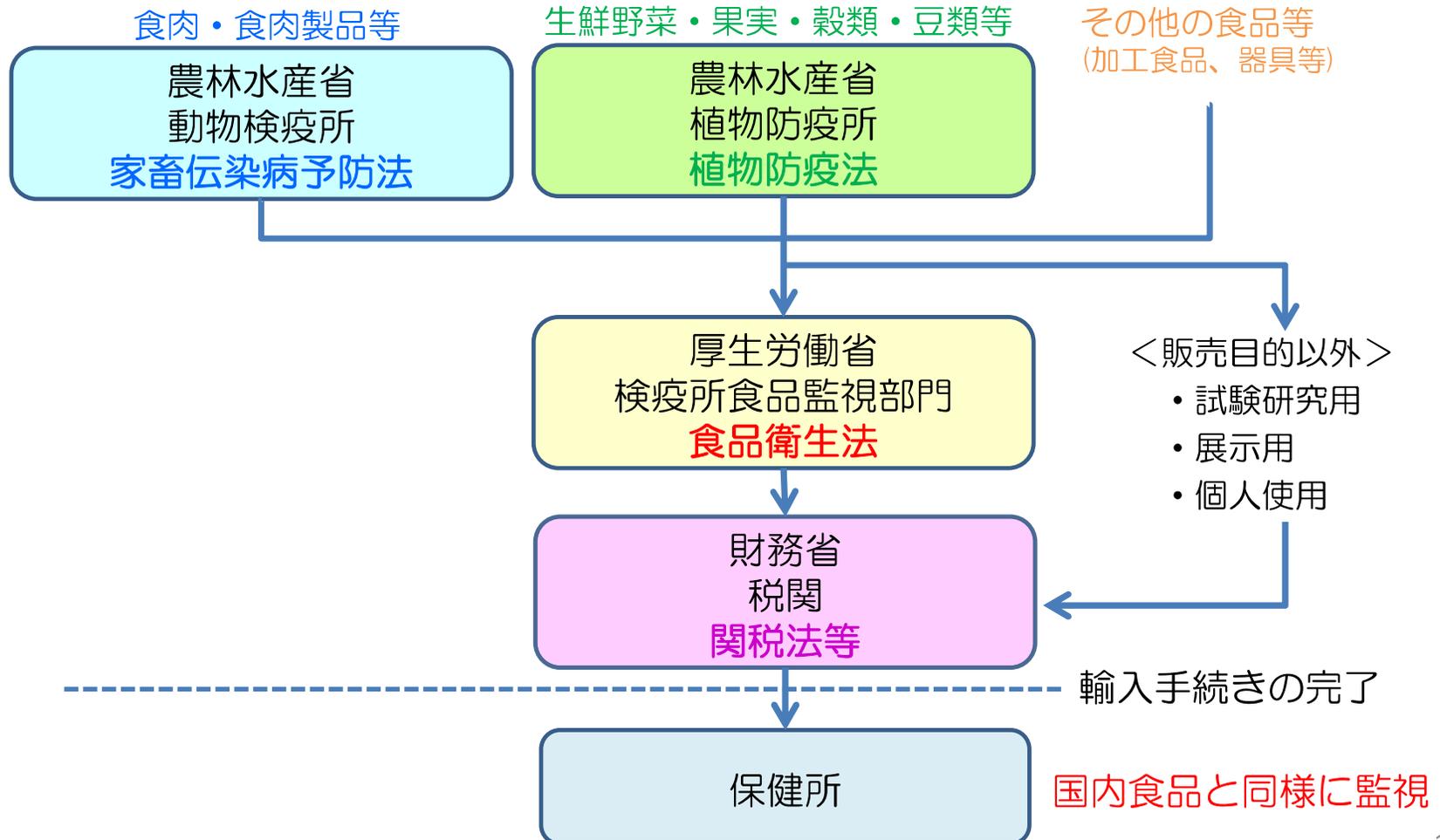


# 検疫所の食品衛生監視員年度推移

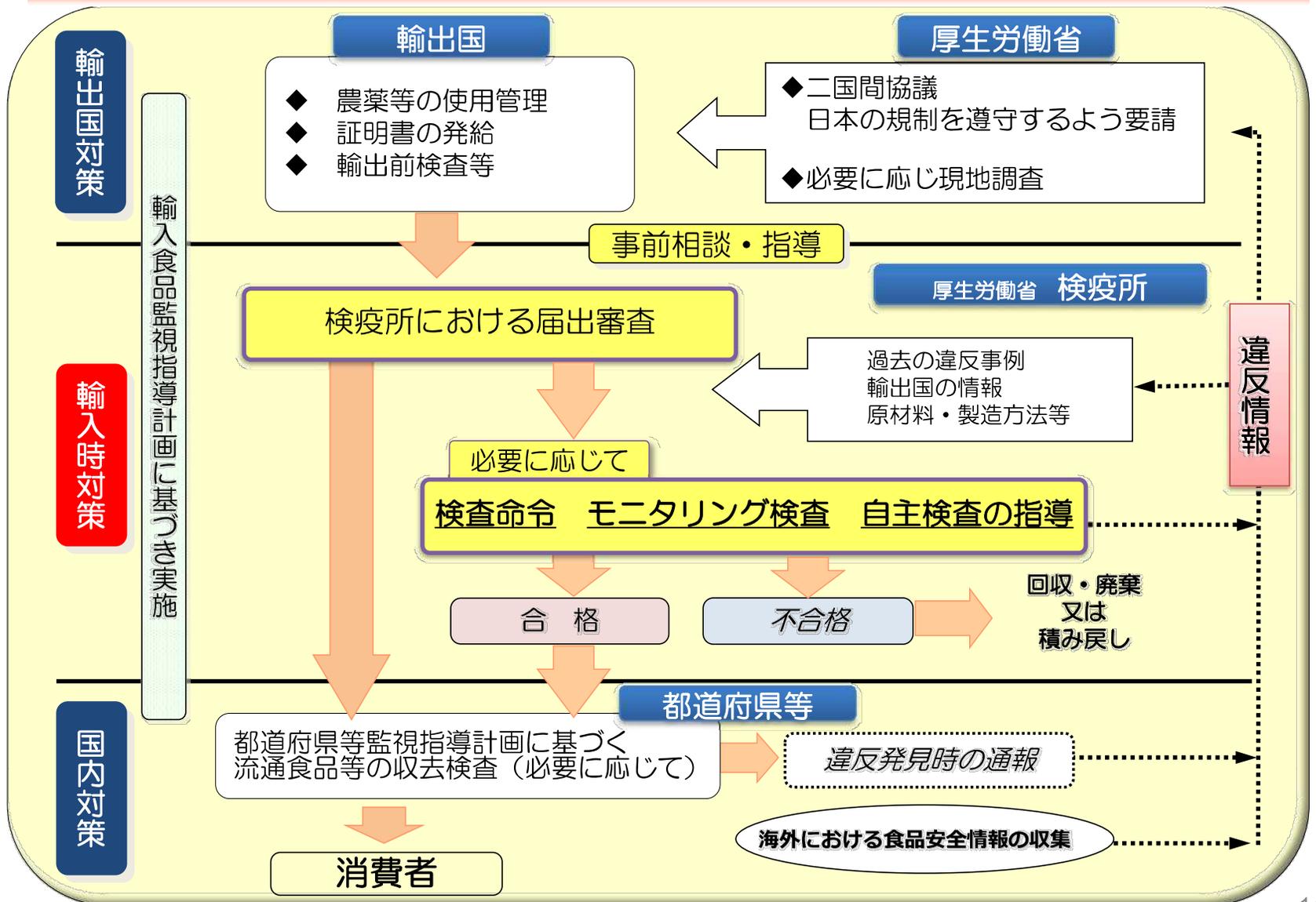


# 輸入時における食品に関する法律

## 食品、食品添加物、器具、容器包装、乳幼児用おもちゃ



# 監視体制の概要



# 輸入食品監視指導計画

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。

(2) 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 三 その他監視指導の実施のために必要な事項

(3) 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(4) 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

# 輸入時における検査制度

## ❖ 指導検査等

- ◆ 農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考として、輸入者の自主的な衛生管理の一環として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

## ❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、検査結果の判明を待たずに輸入可能

## ❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、検査結果判明まで輸入不可

# 厚生労働大臣による検査命令

## 検査命令

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等  
(同一の生産国又は製造者並びに加工者からの  
同一の輸入食品を対象)

違反

直ちに検査命令

残留農薬  
動物用医薬品

違反

モニタリング検査  
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い  
と判断される場合  
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出  
されることのないことが確認された場合等

# 国別検査命令対象品目（令和5年4月1日時点抜粋）

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (15 品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ	総アフラトキシン	
	キャッサバ及びその加工品（でんぷんを除く。）	シアン化合物	
中国 (20 品目)	スッポン及びその加工品	エンロフロキサシン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	ブロッコリー及びその加工品	プロシミドン	
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
ベトナム (14 品目)	えび及びその加工品	エンロフロキサシン	
	赤とうがらし及びその加工品	プロピコナゾール	
	ドリアン	プロシミドン	
韓国 (13 品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セブテンブクタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。

検査命令品目一覧（以下HPの1 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施についての別添1）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31163.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31163.html)

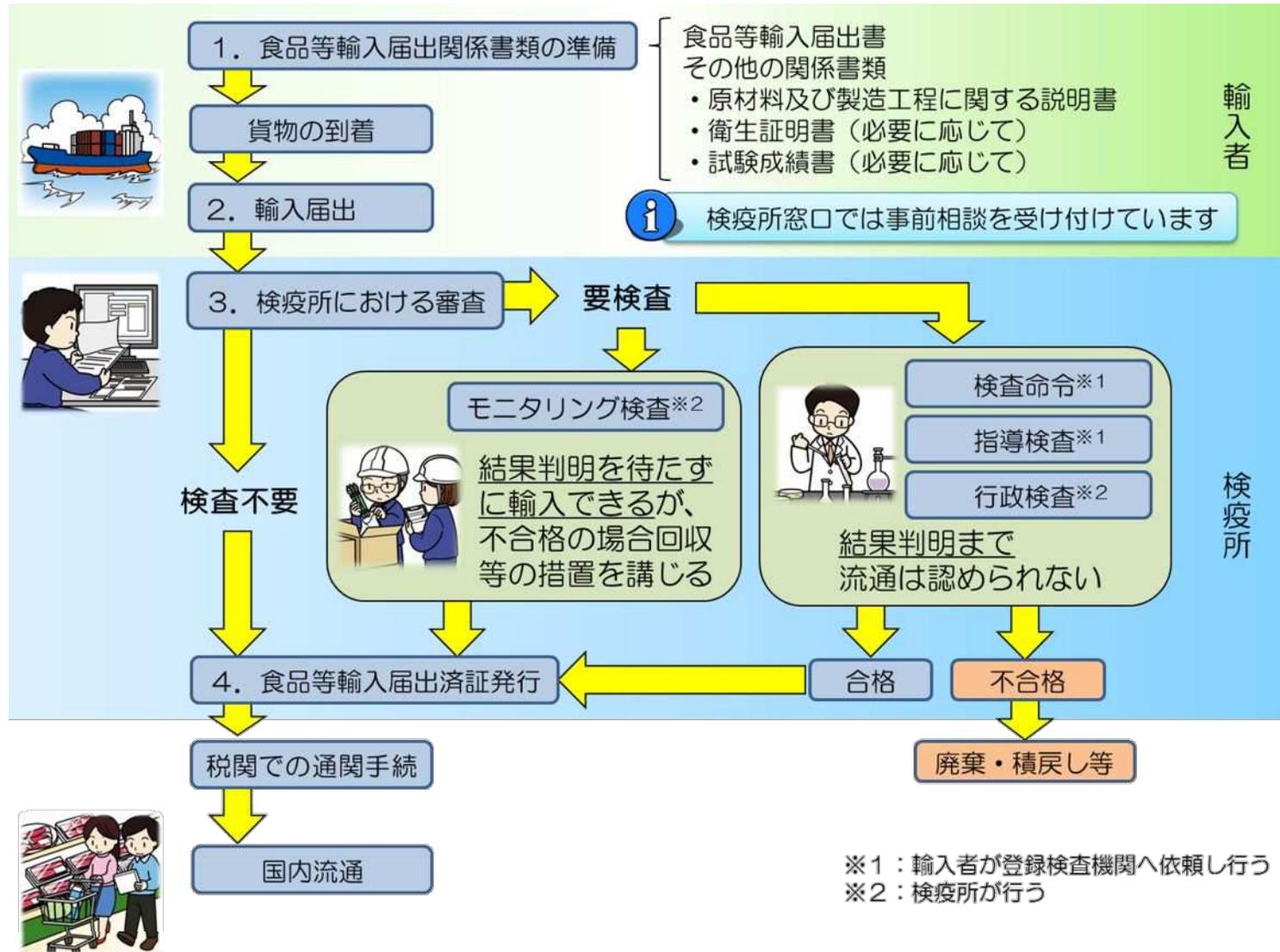


厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

### 3. 検疫所における届出審査

# 食品衛生法に基づく輸入手続き



# 食品衛生法

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ◆第1条 目的

この法律は、**食品の安全性の確保**のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて**国民の健康の保護を図る**ことを目的とする。

# 食品衛生法に基づく届出

## 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

### ◆ 第27条 食品等輸入の届出

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 販売又は営業上使用する食品等を輸入する場合は、その安全性確保の観点から食品衛生法第27条に基づき、輸入者に対して輸入届出の義務が課せられています。輸入届出を行わない食品等については、販売又は営業上使用することはできません。
- 届出は検疫所で受け付けており、食品衛生監視員が適法な食品等であるかの審査や、検査の要否の判断を行います。対象となる食品等とは、食品、食品添加物、器具、容器包装及び乳幼児用のおもちゃです。

# 届出の対象となるもの

- ◆ **食品**とは、全ての飲食物をいう。ただし、医薬品医療機器等法に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。
- ◆ **添加物**とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。
- ◆ **器具**とは、飲食器、割ぼう具、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。
- ◆ **容器包装**とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は添加物を授受する場合そのまま引き渡すものをいう。

(以上、食品衛生法第4条から一部抜粋)

- ◆ **おもちゃ**とは、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃ。

(食品衛生法第68条：届出 / 規格基準等の規定は指定おもちゃについてこれを準用する)

## その他、届出の対象ではないもの

国内において販売又は営業上使用することを目的としないことが明らかである次に掲げる食品等

- 個人用、試験研究用、社内検討用の食品等
- 展示用の食品等
- 輸入されたその全量が再輸出されることが明らかなもの 等

# 食品等の輸入届出事項

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

## 届出事項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等



# 検疫所における審査

検疫所においては、提出された食品等輸入届出書の内容から、輸入される食品等が、食品衛生法に基づく規格基準等に適合するものであるか、食品衛生監視員が、全ての届出について審査を行います。

## 届出内容の確認（全ての届出が対象）

食品衛生監視員の審査により、以下の内容が確認されます。  
審査は食品等輸入届出書に記載されている輸出国、輸入品目、製造者・製造所、原材料、製造方法、添加物の使用の有無等をもとに行われます。

### 【確認事項例】

- 食品衛生法に適合した原材料を使用しているか、製造方法であるか。
- 添加物の使用は適切であるか。
- 有毒有害物質が含まれていないか。
- 過去に衛生上の問題があった製造者/所ではないか。
- 輸出国での回収対象製品ではないか。
- 必要な書類（輸出国の衛生証明書等）が添付されているか。
- 規格基準への適合の結果の確認（登録検査機関、外国公的検査機関のデータの提出）

